

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（山城南）地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
1	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市州見台4丁目13-8先木津南北線州美台4-1号線交差点	中学校開校に伴い、交通事故防止対策として信号機の設置	無	○		○	○	×	×	○	○	実施しない		木津署管内(受付番号44)
2	交通安全施設	信号機(新設)	精華町大字南福八妻小字尻谷62先町道祝園東畑線町道けいなわ東通線交差点	精華台小学校の通学路の安全対策として信号機の設置及び区画線の見直し	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		木津署管内(受付番号55・65)
3	交通安全施設	信号機(新設)	精華町大字南福八妻小字尻谷106-3先町道祝園東畑線町道南福僧坊線交差点	精華台小学校の通学路の安全対策として信号機の設置	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		木津署管内(受付番号56)
4	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市吐師松葉12先相楽吐師線東吐師木津線交差点	渋滞中に交差点に進入できず、安全に交差点に進入できるように信号機の設置	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		木津署管内(受付番号117)
5	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市梅美台4丁目1-5先木津東西線梅美台歩11号線交差点	梅美台小学校の通学路と利用している道路の安全対策として信号機の設置	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号150)
6	交通安全施設	信号機(半感応化)	木津川市相楽オノ神30番地1先東西幹線1号線木津川市道116号線	南北から交差点に進入しにくいので、信号機の定周期化と半感応運用を要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		木津署管内(受付番号116)
7	交通安全施設	信号機(文字板設置)	木津川市木津南垣外110番地9先木津山田川線木津川市役所前	信号機の見落としとして、信号無視する車があり危険なので、文字板の工夫等見落とし防止策を要望	無	○	⑤							実施する		木津署管内(受付番号121)
8	交通安全施設	信号機(多現示化)	木津川市吐師宮ノ前5番地先八幡木津線西吐師	交差点を右折する際、対向車が多く、右折しにくいので右折青矢の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内(受付番号125)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（山城南）地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
9	交通安全施設	信号機 (系統化)	木津川市木津奈良道3番地先 国道24号木津奈良道	常時渋滞しており、奈良道交差点と大谷交差点の系統化を要望	無	○	⑤									実施済	木津署管内 (受付番号163)
10	交通安全施設	信号機 (定周期化)	相楽郡精華町大字北稲八間小字芝本32番地先 八幡木津線芝本北稲線	交差点の安全対策として、押ボタン式信号機を踏み切りと連動した定周期式に変更を要望	無	○	⑤									実施する	木津署管内 (受付番号187)
11	交通安全施設	横断歩道	木津川市木津川台3丁目10番地9先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号118)
12	交通安全施設	横断歩道	加茂町高田大木屋77番地1先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号119)
13	交通安全施設	横断歩道	加茂町駅東1丁目4番地4先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号120)
14	交通安全施設	横断歩道	木津川市木津川台8丁目1番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号122)
15	交通安全施設	横断歩道	木津川市木津宮ノ裏146番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号123)
16	交通安全施設	横断歩道	木津川市木津町南垣外19番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○			実施しない	木津署管内 (受付番号124)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（山城南）地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
17	交通安全施設	横断歩道	木津川市兜台7丁目6番地11先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		木津署管内 (受付番号126)
18	交通安全施設	大型通行禁止	精華町下狛井堀37番地6先 町道下狛89号線	大型通行禁止要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		木津署管内 (受付番号132)
19	交通安全施設	横断歩道・一時停止	木津川市山城町椿井安ノ平3番地先	通学路の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号175)
20	交通安全施設	横断歩道	木津川市山城町平尾城垣内23番地3先	通学路の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号176)
21	交通安全施設	横断歩道	木津川市山城町椿井柳田20番地2先	通学路の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号177)
22	交通安全施設	横断歩道	木津川市山城町椿井舟戸24番地先	通学路の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号178)
23	交通安全施設	最高速度	相楽郡精華町大字北稲八間小字中外18番地先から甲斐ノ元27番地先	交差点で速度を落とさず通過する車両があり、速度規制の要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		木津署管内 (受付番号227)
24	交通安全施設	横断歩道	相楽郡精華町大字祝園小字四ノ坪1番地先	横断歩行者の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施する		木津署管内 (受付番号254)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城（山城南）地域】

受付 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易					
25	交通 安全 施設	横断歩道	相楽郡南山城村大字北大河原小字広手8番地2先	通学路の安全対策として、横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施 する		木津署管内 (受付番号 255)
26	交通 安全 施設	道路標示	木津川市山城町平尾西黒部新鳴子橋北詰	横断歩道が薄くなっている ので塗り直しを要望	無	○	⑤									実施 する		木津署管内 (受付番号 179)
27	交通 安全 施設	道路標示	木津川市山城町椿井若菜医院前	横断歩道が薄くなっている ので塗り直しを要望	無	○	⑤									実施 する		木津署管内 (受付番号 180)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入